

2018年2月15日

埼玉県議会議長
小林 哲也 様

特定非営利活動法人・埼玉広域避難者支援センター
埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号
代表理事 西城戸 誠

「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた 原子力発電所の再稼働を求める意見書」の再考を求める陳情

2017年12月22日の埼玉県議会において、「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」が可決されました。私たちは、東日本大震災および福島第一原発事故によって埼玉県内に避難している人々が避難元地域の状況や帰還・移住の選択を問わず生活を再建し安心して暮らせる社会を目指して、避難者への支援活動や、支援に関わる行政・民間団体・当事者団体との連携の推進を行っていますが、以下の理由から県議会が可決した意見書に反対し、意見書の再考を求めます。

<理由>

2011年3月11日の東日本大震災と東京電力福島第一原発事故は、改めて自然災害の脅威を私たちに示しただけではなく、原子力発電という技術を人間が完全にコントロールすることは不可能であるという事実を知らしめました。福島第一原発事故から7年が経ようとしていますが、原発立地点周辺を中心に、いまだ帰還ができない状況であり、放射線被害が長期かつ深刻であることを物語っています。埼玉県においても、約4000の方が避難生活を続けていることは周知の通りです。また、原子力発電の稼働に際しては、高レベル核廃棄物が大量に発生しますが、この核廃棄物処理の問題は、日本の原子力政策が開始されて以降、未だ確かな方法が確立されておりません。

一方で、県議会が可決した意見書には「電源立地地域対策の趣旨に基づき、新たな産業・雇用創出を含む立地自治体の実態に即した地域支援を進めること」とあります。これは原子力発電所がない埼玉県が、発電した電力だけは利用し、原子力発電事故のリスクや犠牲、負担は他の自治体に負わせるという発想に他なりません。逆に言えば、埼玉県に原子力発電所や核廃棄物処理施設の建設を求める声を誘発することにもつながります。

以上のように、県議会が採択した内容は、原子力発電所や核廃棄物処理に伴う潜在的なり

スクを、埼玉県と埼玉県民に対して積極的にもたらすことに他ならず、「県民の皆さまが安心・安全に暮らすことのできる郷土埼玉」を築き上げるという貴職の決意とは、180度異なるものであるといわざるを得ません。

原発立地点周辺だけではなく、広範な地域に深刻な被害を与え、原発事故による避難者は現在も数万人存在します。原発事故や、原発事故による避難者の方々からの教訓を、私たち埼玉県民は学ぶ必要があると考えます。今回、貴議会が採択したこの意見書は、原発事故によって被災・避難された方々が抱いた原発事故に対する言葉にできないほどの苦悩と、これまで埼玉県内で積み重ねてきた官民の被災者・避難者支援の取り組みを、踏みにじるものです。原子力発電所の問題は、国や立地地域の意向だけで判断することができない問題です。今回の「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」に際しても、多くの埼玉県民の意見を取り入れて判断をする必要があります。

このように、県議会が採択した「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」は、内容的にも合意形成プロセスの観点からも、数多くの問題があります。地方議会の意見書は提出されたら撤回できません。徹底した議論が必要であったにもかかわらず、安易に意見書を採択し、住民の軽視、議論の軽視を導いた埼玉県議会の責任は重大です。広範な県民の意見を踏まえて、自治体の議決機関として、「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」を再考するように求めます。

以上